

知って
おきたい

みんなの年金ガイド

年金生活者支援給付金制度について

次回の年金相談は

令和9年
3月4日(木)です

完全予約制となりますので、希望の方は下記役場窓口にて予約してください。

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得との合計額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

1 対象となる方

① 老齢基礎年金を受給している方で、以下の要件をすべて満たす方

※保険料納付済期間等によって支給額は異なります。

- (1) 65歳以上であること
- (2) 世帯員全員が市町村民税非課税であること
- (3) 前年の年金収入額とその他所得額の合計が下表のとおりであること

	老齢年金生活者支援給付金	補足的老齢年金生活者支援給付金
昭和31年4月1日以前に生まれた方	924,100円以下	824,100円を超え924,100円以下
昭和31年4月2日以後に生まれた方	926,500円以下	826,500円を超え926,500円以下

② 障害基礎年金を受給している方で、以下の要件を満たす方

- (1) 障害基礎年金受給者であること
- (2) 前年の所得額が約4,918,000円以下であること

○ 給付額

- ・ 障害等級が1級の方：7,025円（月額）
- ・ 障害等級が2級の方：5,620円（月額）

③ 遺族基礎年金を受給している方で、以下の要件を満たす方

- (1) 遺族基礎年金受給者であること
- (2) 前年の所得額が約4,918,000円以下であること
- ※ 遺族年金などの非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。
- ※ 扶養親族などの数に応じて増額

○ 給付額 5,620円（月額）

ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,620円を子の数で割った金額をそれぞれに給付します。

2 請求手続き

年金の請求手続きとあわせて、お近くの年金事務所または役場住民生活課社会係（6番窓口）・各支所にて請求の手続きをしてください。

詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください

ねんきんダイヤル	・ 請求手続きや届け出など	☎ 0570-05-1165
函館年金事務所	・ 加入手続きや納入相談など（国民年金課） ・ 障害年金の請求手続きなど（お客様相談室）	☎ 0138-31-9086 ※アナウンスに従いおかけください。
住民生活課社会係	・ 年金相談の受付など（役場窓口）	☎ 0137-62-2112

番号のかけ間違いにご注意ください